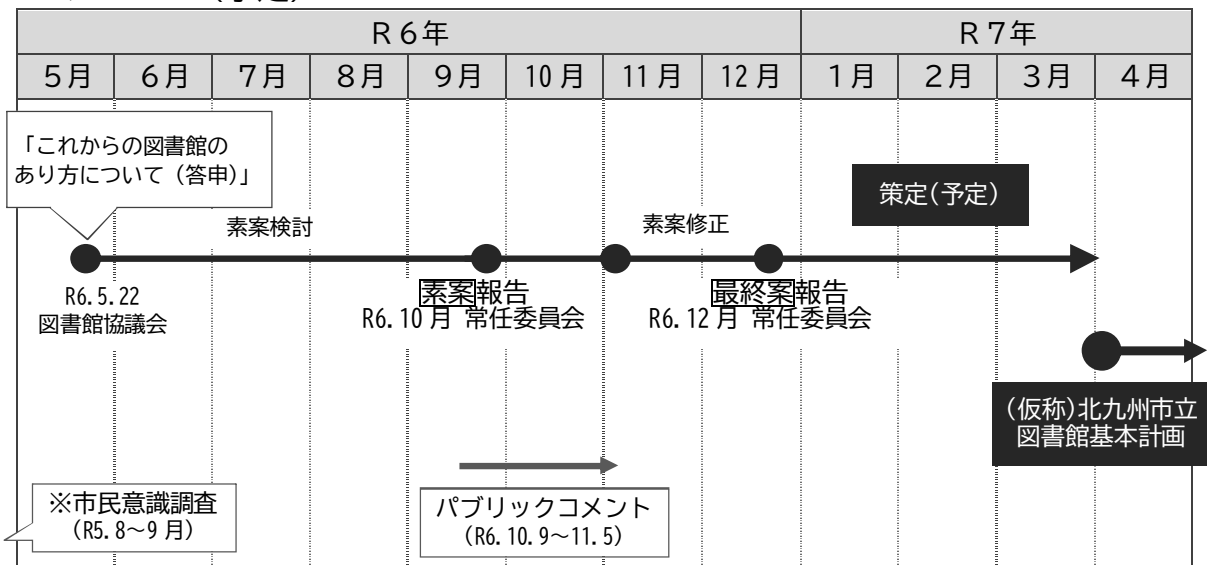


「(仮称)北九州市立図書館基本計画」の策定について

1 考え方

- 北九州市立図書館の今後の運営方針及び事業計画として「(仮称)北九州市立図書館基本計画」を新たに策定するもの。
※策定の根拠:「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月文部科学省告示)
- 計画期間: 令和7(2025)年度～令和22(2040)年度。
社会の変化等を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行う。
- 本計画は、以下の内容等を踏まえながら策定する。
 - ・市の上位計画 …市の「新ビジョン」(令和6年3月)、「教育大綱」(令和6年4月)、「こどもまんなか教育プラン」(令和6年8月)
 - ・図書館協議会からの意見 …「これからの図書館のあり方について(答申)」(令和6年5月)
 - ・市民意見 …市民意識調査(令和5年度実施)、パブリックコメント(令和6年10月～)
 - ・その他の関連計画等 …「読書バリアフリー法」(令和元年)、「北九州市子ども読書活動推進計画」(令和3年)など

2 スケジュール(予定)



(仮称) 北九州市立図書館基本計画
(素案)

令和 年 月

北九州市教育委員会

はじめに

少子高齢化やデジタル技術の急速な進展、地域コミュニティの希薄化などの社会情勢が大きく変化しているなか、図書館に求められる役割も大きく変化しています。

こうしたなか、令和6年5月に北九州市立図書館協議会から「これからの図書館のあり方について（答申）」をいただきました。また、市や教育委員会の新しい方針である「北九州市基本構想・基本計画」や「北九州市こどもまんなか教育プラン」が時期を同じくして策定されました。これらを踏まえ、社会変化や市民のニーズに対応し、より多くの市民に利用していただける図書館となるよう、このたび、北九州市立図書館が主体となり、初めての「北九州市立図書館基本計画」を策定いたしました。

本市では、社会教育施設としての図書館の基本機能（読む・調べる・学ぶ等）についてはこれからも大切にしながら、さらに、多くの市民が様々な目的で気軽に立ち寄れ、地域の人々のつながりやかかわりを創り出す交流拠点として、図書館の役割を拡大していくことを目指していきます。

より多くの市民が心豊かなときを創造するためのお手伝いができるよう、北九州市立図書館は、本計画を指針として一層のサービス向上に努めてまいります。

令和●年●月

北九州市教育委員会

目 次

第1章 基本計画の策定に当たって.....	1
1 基本計画策定の趣旨.....	1
2 位置づけ.....	1
3 目標年次.....	1
第2章 目指す姿と基本目標.....	2
1 北九州市立図書館が目指す姿.....	2
2 基本目標.....	3
3 基本計画の概要.....	4
第3章 取組の方針と主な取組.....	5
>>> 基本目標1 学びを支え、豊かなときを創造する図書館.....	5
>>> 基本目標2 誰もが利用しやすく、やすらげる図書館.....	7
>>> 基本目標3 多様な主体とつながり、共に成長する図書館.....	9
>>> 基本目標4 未来につなぐ図書館.....	10
第4章 計画の推進に向けて.....	12
1 成果指標.....	12
2 進行管理及び評価の実施.....	13
資料編.....	資料編 1
1 法令上の位置づけ.....	資料編 1
2 図書館を取り巻く状況.....	資料編 1
3 北九州市立図書館について.....	資料編 3
4 参考にした調査結果等.....	資料編 4
5 北九州市立図書館協議会.....	資料編 9
6 策定の経過.....	資料編 10
7 参考文献.....	資料編 10

第1章 基本計画の策定に当たって

1 基本計画策定の趣旨

北九州市立図書館では、平成14(2002)年以降、付属機関である北九州市立図書館協議会から、図書館のあり方についての答申を受け、これを指針として図書館運営を行ってきました。

一方、図書館法が平成20(2008)年に改正され、これを踏まえた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準:平成24(2012)年」で、図書館の基本的運営方針の策定及び公表などが規定されました。

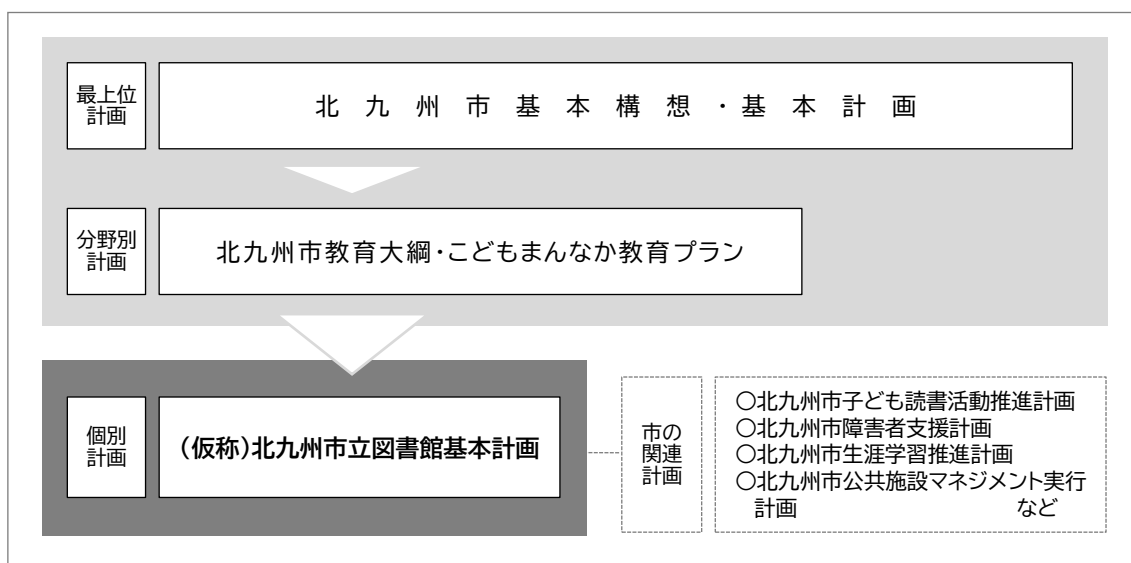
また、今日の社会情勢の変化(少子高齢化、デジタル技術の進展、地域コミュニティの希薄化など)を受けて、図書館にも新たな対応が求められています。

以上から、今回、北九州市立図書館協議会からの「これからの図書館のあり方について」の答申(令和6(2024)年)を踏まえ、新たに本計画を策定することとしました。

2 位置づけ

本計画は、「北九州市基本構想・基本計画」の分野別計画である「北九州市こどもまんなか教育プラン」の個別計画として位置づけます。

また、「第4次北九州市子ども読書活動推進計画(北九州市子ども読書プラン)」、「北九州市障害者支援計画」など、関連計画との連携、整合性を図ることとします。



3 目標年次

本計画の目標年次は、北九州市基本構想・基本計画に合わせ、令和22(2040)年とし、社会状況の変化等を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

第2章 目指す姿と基本目標

1 北九州市立図書館が目指す姿

目指す姿：学び、やすらぎ、つながる図書館

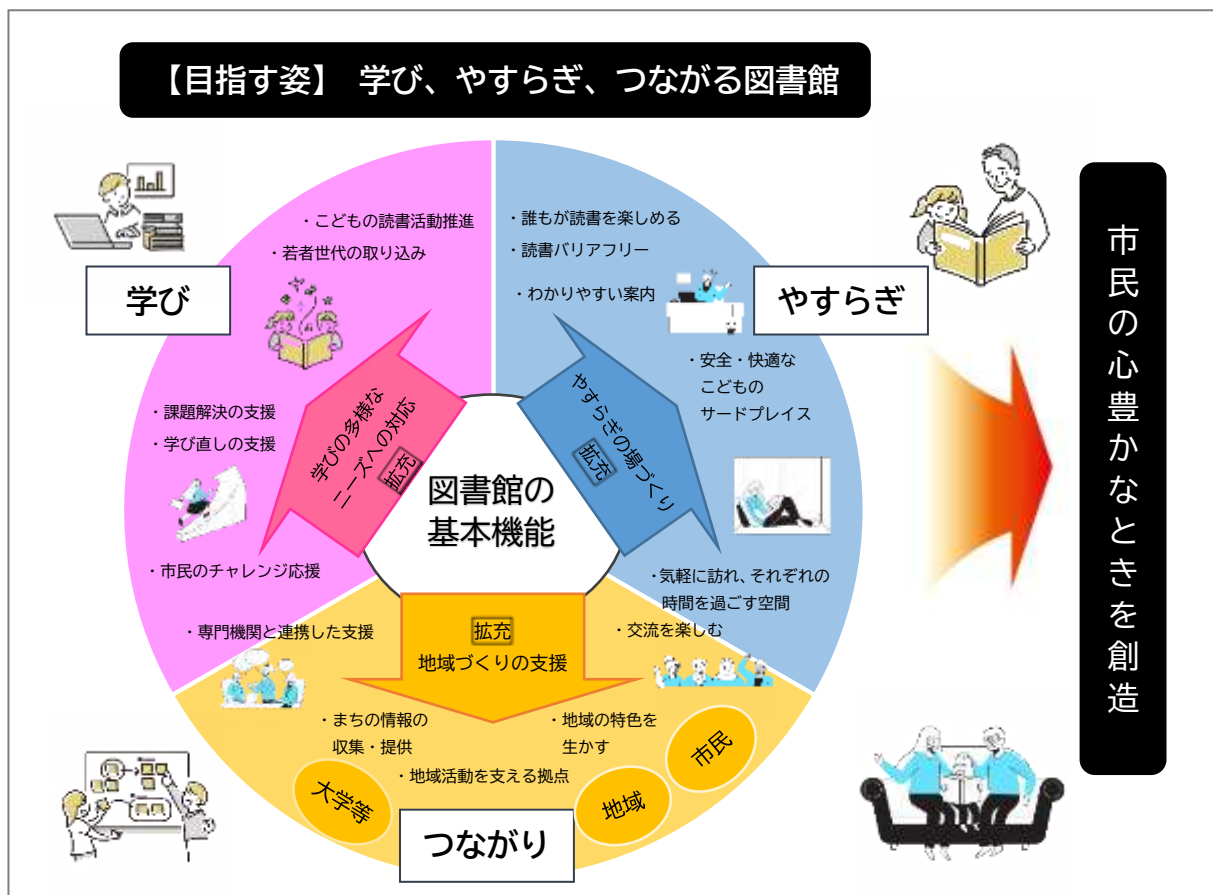
これからの図書館は、人生100年時代における多世代共生社会やこどもまんなか社会などの実現に向けて、その機能や役割の拡大と充実が求められています。

北九州市立図書館では、「学び」、「やすらぎ」、「つながり」という3つの場の創造を通じて、図書館の機能や役割を拡充させ、市民の心豊かなときの創造を目指します。

☐図書館は、資料や情報の収集・提供といった基本機能を充実させるとともに、こどもの読書活動の推進や社会人の学び直し支援など、市民の多様な学びのニーズに応え、市民が生涯にわたって**学び**を深められる場をつくります。

☐図書館が市民により利用されるよう、「使いやすさ」「わかりやすさ」を向上させます。また、市民が誰でも気軽に訪れ、のんびりと気がねなく過ごせるよう、**やすらぎ**の場をつくります。

☐図書館を活用して市民が集い、様々な活動を行うことができるよう、人と人、人と地域が**つながる**場をつくります。



2 基本目標

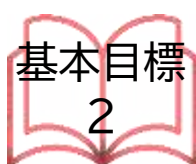
北九州市立図書館が目指す姿を実現するために、4つの基本目標を定めます。



学びを支え、豊かなときを創造する図書館

人生100年時代において、市民が生涯にわたって読書を楽しみ、学びを深められるよう、図書館の専門性を生かした支援を充実させます。

市民の学び直しやスキルアップといった幅広いニーズへの対応や、子どもや若者の読書活動を推進するための働きかけなど、学びを支えることで、市民の豊かなときを創造します。



誰もが利用しやすく、やすらげる図書館

全ての市民に対して、開かれた図書館を目指します。蔵書の充実とあわせて、障害の有無や国籍の違い等にかかわらず、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

また、図書館の魅力や利用しやすさを感じてもらえるよう、利用者への適切な支援や利用者拡大のための取組を行います。

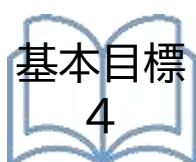
さらに、市民がそれぞれの目的に応じて利用できるよう、使いやすく安全・安心な空間を創出します。



多様な主体とつながり、共に成長する図書館

これからの図書館は、地域活性化・まちづくりの拠点となる施設の1つとして、幅広い市民や企業・団体などのさまざまな主体と手を取り合って、市民主体の地域づくりを支援していくことが求められています。

そういった様々な主体と連携しながら、市民の心豊かな生活を支え、地域に根差したまちづくりに貢献します。



未来につなぐ図書館

図書館を取り巻く状況は大きく変化しており、図書館も市民からの多様なニーズや社会の状況に柔軟に対応しながら、運営方法の工夫や検討を行う必要があります。

今ある図書館の資源を生かしながら、デジタル技術の活用、持続可能な運営方法へのチャレンジなど、将来の課題を見据えて、未来へつないでいける図書館づくりを行います。

3 基本計画の概要

目指す姿：「学び、やすらぎ、つながる図書館」

市民の心豊かなときを創造

基本目標 1 学びを支え、豊かなときを創造する図書館

取組方針1. 市民の学びと課題解決の支援

- 本や情報を活用した市民の課題解決支援
- 郷土の文化や歴史などの資料等の収集・研究・提供
- 楽しく生活に役立つイベントや企画展示の充実

取組方針2. こどもや若者の読書活動の推進

- こどもや若者、子育て世代が利用しやすい環境づくり
- こどもや若者の読書活動の推進イベントの充実
- 学校等の関係機関との連携

取組方針3. 市民のチャレンジへの支援

- 市民のチャレンジを支援する本や情報の充実
- 関係機関と連携した適切な情報提供
- 市民のチャレンジのきっかけとなる取組の充実

基本目標 2 誰もが利用しやすく、やすらげる図書館

取組方針1. 図書館の基本機能の充実

- 多様なニーズに応える資料の充実
- 読書バリアフリー化の推進
- 資料のデジタルアーカイブ化の推進
- 利用しやすい読書環境の整備

取組方針2. 利用者への支援と裾野拡大

- 図書館の利用案内の充実
- 図書館の活用促進のための取組の充実
- 来館促進のための広報と取組の充実

取組方針3. 「やすらぎ」と「交流」の場づくり

- 市民がのんびり快適に過ごせる空間づくり
- 多世代の市民が交流できるにぎわいの場づくり
- 誰もが気軽に立ち寄れる安全・安心な居場所づくり

基本目標 3 多様な主体とつながり、共に成長する図書館

取組方針1. 市民との協働

- 様々なノウハウを有する市民との連携
- 様々な市民からの意見の収集とその活用

取組方針2. 地域との協働

- まちの情報の収集・提供
- 地域の各施設・大学・団体・企業等と連携した取組の充実
- 各館の特性を生かした取組の推進

基本目標 4 未来につなぐ図書館

取組方針1. 図書館が有する資源の有効活用

- 施設等の有効活用
- 図書館間のネットワーク機能の充実
- 図書館職員の資質向上

取組方針2. 効果的・効率的な運営

- 図書館運営における民間活力の活用
- デジタル技術の活用推進
- 図書館評価を生かした図書館運営

第3章 取組の方針と主な取組

4つの基本目標に沿って、北九州市立図書館で行う取組の方針を示し、それに従って必要な施策を実施していきます。

>>> 基本目標 **1** 学びを支え、豊かなときを創造する図書館

- 取組方針1 市民の学びと課題解決を支援します。
- 取組方針2 こどもや若者の読書活動を推進します。
- 取組方針3 市民のチャレンジを支援します。

取組方針1 市民の学びと課題解決の支援	
市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、また、それぞれが抱える課題を解決できるよう、図書館職員の専門性を生かした支援を行います。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民が図書館の本や情報を活用することで、学習や課題解決ができるよう、市民や社会のニーズに応じた資料・情報の収集や活用、効果的な提供に努めます。 ➤ 市民や関係機関と連携し、郷土の文化や歴史に関する資料などを収集・研究・提供します。 ➤ 市民の学びや課題解決のため、楽しく生活に役立つイベントや企画展示を充実します。 	
考えられる 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ レファレンス・レフェラルサービスの充実 ✓ 社会の状況や市民のニーズに応じた資料・情報の提供 ✓ 郷土に関する資料・情報等の編さん・公開 ✓ 市民の学びのための講座開催 (情報リテラシー講座、文章の読み方講座など) ✓ 楽しく生活に役立つイベント(健康・趣味などに関する講座など)

*用語解説

- ・レファレンスサービス：情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助のこと。
- ・レフェラルサービス：図書館利用者が求める情報が自館にない場合、それを所蔵する機関（行政、専門機関、各種団体、専門家など）へ問い合わせをしたり、利用者をそれらの機関へ案内・紹介したりするサービス。広義のレファレンスサービスの一つ。

取組方針2 こどもや若者の読書活動の推進

生涯にわたる読書活動のはじまりとして、こどもが読書に親しみ、その大切さを理解できるよう、また、若者世代になっても読書習慣が継続するよう、子ども図書館を中心に、こどもや若者、子育て世代に働きかけます。

- ▶ こどもや若者、子育て世代が図書館や読書に親しめるよう、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ▶ 読書のきっかけづくりや学習における図書館利活用のための取組など、こどもや若者の読書活動の推進イベントを充実します。
- ▶ 学校等の関係機関と連携してこどもの読書活動を推進します。

考えられる
主な取組

- ✓ 発達段階に応じた本や情報の収集・提供
- ✓ わかりやすく魅力的な配架や展示の工夫
- ✓ こども・若者・子育て世代による選書
- ✓ こども向けレファレンスサービスの充実
- ✓ こども向けのイベント・体験活動の充実
- ✓ 「北九州市子ども読書の日」の取組の充実
- ✓ 子ども司書やジュニアサポーターの育成・活動支援

取組方針3 市民のチャレンジへの支援

意欲やアイデア、好奇心にあふれる市民や団体等が自らの力を向上させ、チャレンジすることを支援します。

- ▶ 起業などの市民のチャレンジを支援するため、ビジネス関連などニーズに応じた本や情報を充実させ、効果的な提供に努めます。
- ▶ チャレンジをしたい市民からの問い合わせに対し、その分野の専門機関を案内するなど、関連機関と連携しながら適切な情報を提供します。
- ▶ 図書館という訪れやすい場所が気軽なビジネス支援窓口の一つとなることで、市民がチャレンジのきっかけを掴めるよう、ビジネス支援のための講座やサービス周知を行います。

考えられる
主な取組

- ✓ ビジネス支援・行政支援等に関する資料の充実と配架の工夫
- ✓ 商用データベースの利活用支援
- ✓ ビジネス関連の選書等における専門家のアドバイス活用
- ✓ ビジネス支援分野に関する職員研修の実施
- ✓ ビジネス関連団体等と連携した取組（起業支援講座など）

*用語解説

- ・商用データベース：インターネットを介して提供される有料のデータベースのことで、新聞や雑誌の記事検索、法律・判例情報など最新の情報が手軽に入手できる。市立図書館では、事業者と図書館が契約し、利用者は無料で閲覧できる。

>>> 基本目標 2 誰もが利用しやすく、やすらげる図書館

- 取組方針1 図書館の基本機能を充実させます。
 取組方針2 図書館利用者に対しての支援と、利用者の拡大に努めます。
 取組方針3 市民の「やすらぎ」と「交流」の場をつくります。

取組方針1 図書館の基本機能の充実	
誰もが障害の有無や国籍の違い等にかかわらず知識・情報にアクセスできるよう、図書館の基本的な役割として、資料の収集・保存・提供に努めます。	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民の多様なニーズに応じ、市立図書館の蔵書を充実させます。 ▶ 市民が自分に合った方法で読書を楽しめるよう、様々な種類の資料を提供するなど、読書バリアフリー化を進めます。 ▶ 郷土資料をはじめとした資料のデジタルアーカイブ化を進めます。 ▶ 読書を楽しんでもらうために、配架の工夫や読書スペースの充実を行います。 	
考えられる 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民のニーズへの柔軟な対応と各館の特色を生かしたバランスの良い選書、蔵書の充実 ✓ 視覚に障害のある人等を対象としたアクセシブルな書籍等の収集・提供（録音図書、大活字本、電子書籍、デイジー図書など） ✓ 来館しなくても利用できる資料の充実（電子書籍） ✓ 郷土資料の積極的な収集とデジタル化の推進 ✓ 資料を探しやすい配架の工夫 ✓ 読書スペースや読書支援ツール・サービスの充実

*用語解説

- ・読書バリアフリー法：「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元（2019）年成立）の略称。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字と活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的として、視覚障害者等の読書環境の整備について定めている法律。この法律では、「視覚障害者等」を「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者」と定義している。
- ・アクセシブルな書籍等：視覚に障害がある人等が利用しやすい書籍等を指す。具体的には、デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック（録音図書）、点字図書、拡大図書など。
- ・大活字本：視覚に障害のある人や高齢者など文字が読みづらくなった人にも読みやすいように、大きな活字で印刷された図書。
- ・デイジー（DAISY）：Digital Accessible Information SYstem のこと。視覚に障害のある人のために製作される、デジタル図書の国際標準規格。
- ・デジタルアーカイブ：有形、無形の文化資源を電子化して保存し、インターネットを通じ利用、共有できるようにしたもの、またはその仕組み。
- ・読書支援ツール：読書困難な人を支援するためのアプリケーションソフトや機器。（拡大読書器、リーディングトラック等がある。）

取組方針2 利用者への支援と裾野拡大

利用者に図書館をさらに使いこなしてもらえるよう、様々な支援を行います。また、図書館を利用していない人も立ち寄りたくなるよう、図書館の魅力の発信に取り組みます。

- ▶ 利用者一人ひとりにとってわかりやすい館内の案内方法や図書館ホームページの工夫に努めます。
- ▶ 利用者に図書館をさらに使いこなしてもらえるよう、図書館利活用講座の開催等、図書館の各サービスの活用を促進します。
- ▶ 図書館を利用していない人にとって、利用のきっかけとなる取組や効果的な広報を充実します。

考えられる
主な取組

- ✓ 誰にとってもわかりやすい利用案内の工夫（館内案内、図書館ホームページ、総合受付など）
- ✓ 図書館を使いこなすためのガイドツアーなどイベント充実
- ✓ 来館困難者や読書困難者に対するサービスの充実と周知
- ✓ SNSなどを活用した効果的で魅力的な情報発信
- ✓ 各図書館の特色や取組の集約・発信
- ✓ ひまわり文庫や団体貸出文庫の充実

取組方針3 「やすらぎ」と「交流」の場づくり

図書館を訪れた市民が、それぞれの目的に応じて様々な過ごし方ができるよう、市民にとって居心地が良く、安心できる場所を整えるとともに、市民の交流の拠点にもなれるよう、工夫を凝らした空間づくりに努めます。

- ▶ 市民がのんびり快適に過ごせる空間づくりに努めます。
- ▶ 多世代の市民が集い、交流できる環境の整備と、地域のにぎわいづくりに努めます。
- ▶ 誰でも訪れることができ、地域とつながりのある場所として、こども・若者の安全・安心な居場所となるよう努めます。

考えられる
主な取組

- ✓ 過ごしやすい空間づくり（空調、照明、BGM、静動のゾーン分けなど）
- ✓ ネットワーク環境の充実
- ✓ 交流・共同作業・学習スペースや設備の整備・充実
- ✓ 図書館内外の空間を生かしたイベントの開催
- ✓ 市民とともに考える居場所づくり

*用語解説

- ・ひまわり文庫：北九州市立図書館のサービス。市民が身近な地域で図書館の本を借りられるように、概ね小学校区に1か所ある市民センターなどの施設128か所に設置し配本している。
- ・団体貸出文庫：幼稚園、保育所、高齢者施設等、市内にある登録施設に図書館から配本するもの。当該施設の利用者等が本を借りることができる。

>>> 基本目標 **3** 多様な主体とつながり、共に成長する図書館

取組方針1 市民と積極的に協働します。

取組方針2 地域と積極的に協働します。

取組方針1 市民との協働	
市民と協働して、市民主体のにぎわいある図書館づくりを行います。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ボランティアを含む様々なノウハウをもつ市民が図書館で活躍できる場を拡大します。 ➤ 多様化するニーズを把握するため、様々な市民から意見を集め、資料収集や図書館運営などに活用します。 	
考えられる 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 図書館ボランティアの種類・活躍範囲の充実 ✓ 選書における幅広い層からの意見収集 ✓ 郷土文化の担い手などとの連携・協働 ✓ 様々な市民からの意見収集

取組方針2 地域との協働	
地域の情報発信・交流の拠点として、地域のニーズを把握し、地域で活躍する様々な主体と連携することで、知識や情報を交流させ、図書館と地域で彩りのあるまちづくりを目指します。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郷土の歴史や地域の催し物など様々な情報を入手できるよう、まちの情報の収集と提供に努めます。 ➤ 資料収集やイベント企画などにおいて、地域の各施設や大学、団体、企業などと積極的に連携・協働します。 ➤ 各館の特性を生かした資料収集・提供や地域のイベント参加など、まちの彩りづくりのための取組を充実します。 	
考えられる 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ まちの情報発信スペースの工夫 ✓ 関連文化施設や大学との連携・協働（MALUI連携） ✓ 地元団体・地元企業との連携・協働 ✓ 市民センター等との協働（ひまわり文庫の活用促進など） ✓ 各館の立地特性を生かした取組の充実

*用語解説

・MALUI連携：Museum（美術館）、Archive（文書館）、Library（図書館）、University（大学）、Industry（企業）が連携し、文化資源情報を集約し、地域において活用を行う事業。

>>> 基本目標 **4** 未来につなぐ図書館

取組方針1 図書館がもつ資源を有効活用します。

取組方針2 効果的・効率的に図書館を運営します。

取組方針1 図書館が有する資源の有効活用	
図書館が有する資源を有効活用するため、施設の維持管理や人材の確保・育成等について継続的に検討します。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設やサービスのあり方、有効活用の方法について検討します。 ➤ 市内外の様々な図書館と連携し、図書館間のネットワーク機能を充実させます。 ➤ 図書館で働く職員の資質向上を目指し、効果的な研修等に取り組むとともに、やりがいをもって働ける環境づくりに努めます。 	
考えられる 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設の有効活用（ラーニングコモنزの整備など） ✓ 建物の立地・文化的価値を生かした取組の推進 ✓ 蔵書の効果的な保存方法の検討（書庫の集密化など） ✓ 図書館のアウトリーチサービスの充実 ✓ 市立図書館ネットワークの機能強化 ✓ 国や県、他都市、近隣自治体の図書館との連携機能の強化 ✓ 職員の専門性や企画力・提案力を高める取組の推進

*用語解説

- ・ラーニングコモنز：学生への学習支援の充実を目指して、主として大学図書館が提供する学習空間及びサービスの総称。グループ活動用に家具や設備を設置したり、情報環境を整備したりするほか、図書館職員などによる学習支援も提供する。
- ・アウトリーチサービス：図書館側から出向いて行う各種のサービスの総称。

取組方針2 効果的・効率的な運営	
<p>将来にわたって市民に親しまれる図書館となるよう、社会の状況の変化等に柔軟に対応し、効果的かつ効率的な図書館運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務の一部アウトソーシングや安定した図書館運営のための財源確保など、図書館運営において民間活力を活用します。 ➤ 業務や利用者サービスにおけるデジタル技術の活用を推進します。 ➤ 本計画の実施状況等について適切に図書館評価を行い、その結果を反映させた図書館運営を行います。 	
考えられる 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定管理者制度の活用 ✓ 利用者アンケートの実施 ✓ 雑誌スポンサー制度等の活用 ✓ 図書館サービスにおけるDXの推進 (イベントのオンライン配信、ICタグ導入拡大検討など) ✓ 図書館の作業的業務のDX推進 (蔵書点検におけるデジタル技術の活用など)

*用語解説

- ・アウトソーシング：従来は組織内部で行っていた業務を外部の専門業者などに委託すること。
- ・指定管理者制度：地方公共団体が設置する施設の管理、運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。
- ・雑誌スポンサー制度：雑誌スポンサー（団体・企業等）が雑誌を寄贈し、その雑誌の最新号の雑誌カバーにスポンサーの広告を表示するなどして図書館利用者の閲覧に供する制度。
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル技術を用いて生活や社会、ビジネスを変革すること。

第4章 計画の推進に向けて

1 成果指標

	指標		現状値 ※令和5(2023) 年度末時点	目標値 ※令和22(2040) 年度末時点	主に対応する 基本目標
(1)	利用登録状況	年間の新規登録者数	16,470人	17,000人	1・2・3・4
		登録率(対人口比)	22.6%	25.0%	1・2・3・4
		20代以下の登録率(対人口比)	20.6%	25.0%	1
(2)	読書好きな児童生徒の割合		小6:76.4% 中3:68.0%	小6:95.0% 中3:75.0%	1
(3)	レファレンス件数		33,833件	37,000件	1
(4)	利用者アンケート (満足度)	説明のわかりやすさ	98.5%	90.0% 以上を維持	1・2・3・4
		調べ物の役立ち度	93.9%		
		展示・行事の内容	92.9%		
		本の品ぞろえ	89.8%		
		本の探しやすさ	93.6%		
		(新)居心地のよさ	-		
(5)	アクセシブルな書籍等の点数※		9,168点	11,000点	2
(6)	ボランティア活動延べ人数		4,883人	5,300人	3
(7)	市民や各種団体等との連携事業件数 (イベント・企画展示・職員派遣等)		914件	1,000件	3

※「アクセシブルな書籍等の点数」とは、大活字本、点字図書、点字付き絵本、布絵本、LLブック、録音図書、デイジー図書、電子書籍(音声読み上げ対応)、電子書籍(オーディオブック)の合計点数を指します。

2 進行管理及び評価の実施

本計画を市立図書館14館全体で共有し、目指す姿に向かって一丸となって取組を推進します。計画を着実に進めるため、年度ごとの事業計画を作成し、毎年度実施する図書館の運営に関する評価において、事業計画における取組及び目標達成状況について振り返り、進行管理を行います。

評価の際は、成果指標に加え各種統計、利用者アンケート等を活用し、図書館による内部評価と図書館協議会委員による外部評価を実施します。また、評価の結果を次年度以降の事業計画立案に生かします。

資料編

1 法令上の位置づけ

この計画は、「図書館法」第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)に定める、「市町村立図書館における基本的運営方針及び事業計画」です。

また、北九州市立図書館の運営に係る部分について、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」第8条第1項に定める「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の一部として位置づけます。

2 図書館を取り巻く状況

(1) 図書館に関する法整備等

※国…国の定める法令や計画等 / 市…北九州市の条例や計画等

区分	法令・計画名	概要
北九州市の 新たな ビジョン	市 北九州市基本構想・基本計画(北九州市、令和6年)	○北九州市で最上位に位置づけられる計画。 ○北九州市が目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略(「稼げるまち」、「彩りあるまち」、「安らぐまち」)
北九州市の 教育プラン	市 北九州市こどもまんなか教育プラン(北九州市教育委員会、令和6年)	○教育大綱で示された「こどもまんなかで質の高い教育環境」の実現に向けて、学校が特色を持ち変革していくためのきっかけづくりとなる事業をまとめたもの。 ・安全で安心して過ごせる居場所 ・市民の学びを支える図書館の機能強化 ・多様な学びの場やサードプレイスの確保
こどもの 読書活動 推進	国 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省、令和5年)	○すべての子どもたちが読書活動の恩恵を得られるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進するもの。 ・学校や図書館、その他の関連団体の連携による子どもの読書活動の推進 ・多様な子どもたちの読書機会の確保 ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
	市 第4次北九州市子ども読書活動推進計画(=北九州市子ども読書プラン)(北九州市教育委員会、令和3年)	○「北九州市子ども読書活動推進条例」等に基づき、子どもの読書活動推進のための目指す姿、取組みの方向性、取組方針などを定めるもの。

バリアフリー	<p>国 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(=障害者差別解消法)(平成25年法律第65号)</p>	<p>○障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的とし、障害を理由とする差別の解消のための基本的な事項などについて定めたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供 ・合理的配慮を的確に行うための環境の整備 ・関係職員に対する研修、その他の環境整備
	<p>国 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(=読書バリアフリー法)(令和元年法律第49号)</p>	<p>○障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供 ・アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上 ・視覚に障害のある人等の種類・程度に応じた配慮
	<p>市 北九州市障害者支援計画(北九州市、令和6年)</p>	<p>○障害のある人にかかる施策(生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等)を総合的に推進するための基本計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ・多様な生涯学習の充実
デジタル化社会	<p>国 デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁、2024)</p>	<p>○「誰一人として取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化 ・デジタル化による地域の活性化
	<p>国 著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)</p>	<p>○各図書館等による図書館資料の複写物を電子化し、メール送信すること(公衆送信)について、一定条件下、可能とするもの。</p>
社会教育施設としての図書館	<p>国 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)(中央教育審議会、平成30年)</p>	<p>○多様化・複雑化する社会とその課題へ対応するため、図書館をはじめとした社会教育施設を「住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点」としても位置付けるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館には地域の学習拠点としての役割に加え多部門と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割も期待されている。
	<p>市 北九州市生涯学習推進計画“学びと活動の環”</p>	<p>○市民一人一人の自己実現や学習した成果を活動に活かす自主的・主体的な学習活動を支援し、循環型生涯</p>

	推進プラン(北九州市、令和3年)	学習社会づくりを目指すためのもの。
「居場所」としての図書館	国こどもの居場所づくりに関する指針(こども家庭庁、令和5年)	○こどもの居場所づくりを目的とし、地方自治体や学校、社会教育施設に一定の考え方を示すもの。 ・図書館を含む既存の施設やボランティア等を地域資源として活用し、多様なこどもの居場所づくりを進める。
持続可能な図書館運営	市北九州市公共施設マネジメント実行計画(北九州市、平成28年)	○真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とし、公共施設の集約に関する考え方や具体的な取組みの進め方などを示すもの。 ・図書館の分館は、地区図書館等の整備状況や人口動態、利用実態等の推移をみながら縮減していくこととする。

(2) 北九州市の状況

北九州市の人口は昭和54(1979)年の106万8千人をピークに減少が続き、令和5(2023)年10月時点では91万6千人となっています。そのうち、65歳以上の高齢者が総人口の約31%を占め(令和5(2023)年4月時点)、政令市の中で最も高齢化が進んでいます。さらに、出生率は平成22(2010)年以降過去最低を更新し続けるなど、少子高齢化の状況にあります。一方で、総人口における転入者数から転出者数を引いたマイナス幅は改善傾向にあります。

総人口は減少傾向にありますが、市内に住む外国人の数については、年々増加傾向にあります。令和4(2022)年度末時点の外国人市民の数は約1.4万人で、北九州市の総人口の約1.5%を占めています。近年では多国籍化も進み、約100の国や地域にゆかりのある外国人が北九州市に住んでいます。また、在留目的についても永住、留学、技能実習など多様化が進んでいます。

3 北九州市立図書館について

(1) 概要

北九州市では、令和6(2024)年現在、各区に中央図書館(小倉北区)、子ども図書館(小倉北区)、6地区館(小倉北区を除く6区)及び6分館(門司区・小倉南区・若松区・八幡西区)の全14館を配置しています。そのうち、中央図書館を全14館の中核拠点、また、子ども図書館を児童室の中核拠点とし、市内全域で図書館サービスが利用できるよう図書館ネットワークを構築しています。

中央図書館と子ども図書館を除く12館では、指定管理者制度を導入し、専門的なノウハウをもつ指定管理者による運営を行っています。

また、それぞれの館は立地特性等も考慮した役割や資料収集テーマをもち、それに沿って資料購入等を行っています。

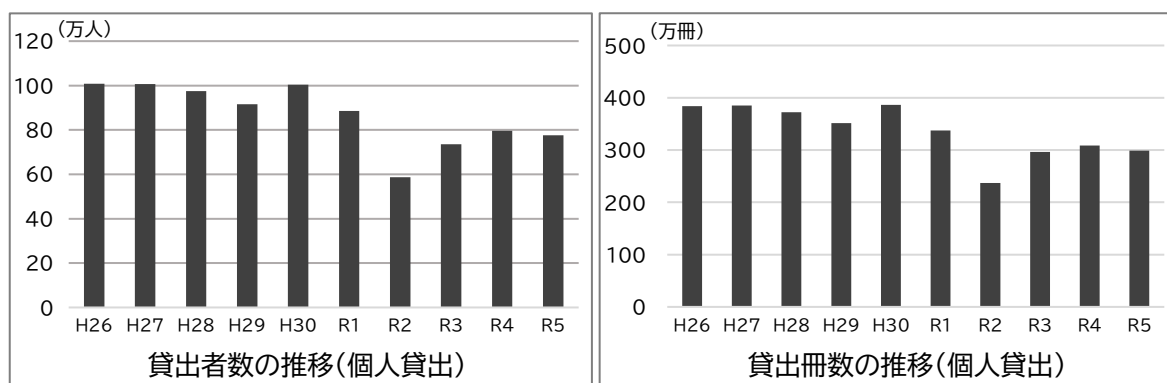
中央図書館・子ども図書館・地区図書館の特徴

館名	館の役割や資料収集テーマ	
中央図書館	全14館の中核拠点	
子ども図書館	児童室の中核拠点、学校図書館の支援	
地区図書館	門司図書館	海洋、港、観光、レトロ
	小倉南図書館	障害福祉、子育て、教育支援
	若松図書館	火野葦平文庫、環境問題
	八幡図書館	IT、国際化、高齢化社会、鉄
	八幡西図書館	産業技術、学術研究、長崎街道
戸畑図書館	若山牧水、芸術(特に美術)	

(2) 利用状況

貸出者数や貸出冊数は、平成30(2018)年に新たに小倉南図書館と子ども図書館が開館したこともあり、増加しました。その後、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までのコロナ禍で、臨時休館や開館時間の短縮などが行われたため、大きく落ち込みました。令和3(2021)年度からは回復傾向にあるものの、コロナ禍以前の状況には戻っていないのが現状です。

なお、貸出者一人あたりの貸出冊数は3.8~4.0冊程度となっており、ここ10年間で大きな変化は見られません。



4 参考にした調査結果等

(1) 「これからの図書館のあり方」に関するアンケート結果(概要)

図書館の利用実態や市民の要望等を把握するため、アンケートを実施しました。結果の詳細は『「これからの図書館のあり方」に関するアンケート報告書』(別冊)のとおりです。

ア 実施概要

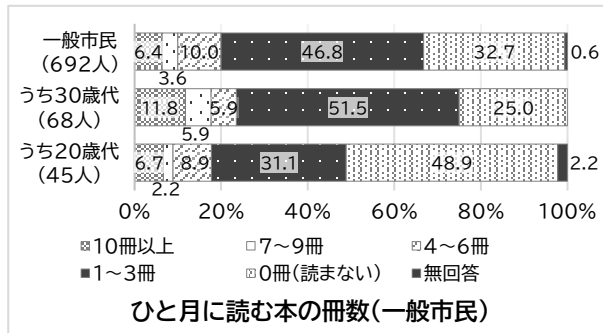
区分	対象	回答者数	期間	回収方法	設問数
一般市民	18歳以上の北九州市民	692人	令和5年 8月～9月	郵送または Web フォーム	20問
図書館利用者	市立図書館(14館)の利用者	822人		窓口提出または Web フォーム	20問
中高生	市内在学の中学校 3年生	393人		Web フォーム	20問
	市内在学の高等学校3年生	558人			
小学生	市内在学の小学校 6年生	606人		10問	

※「一般市民」及び「中高生」、「小学生」には、図書館を利用する人も含まれる。

※小学生対象のアンケートは質問数を減らし、表現を平易なものに変更して実施。

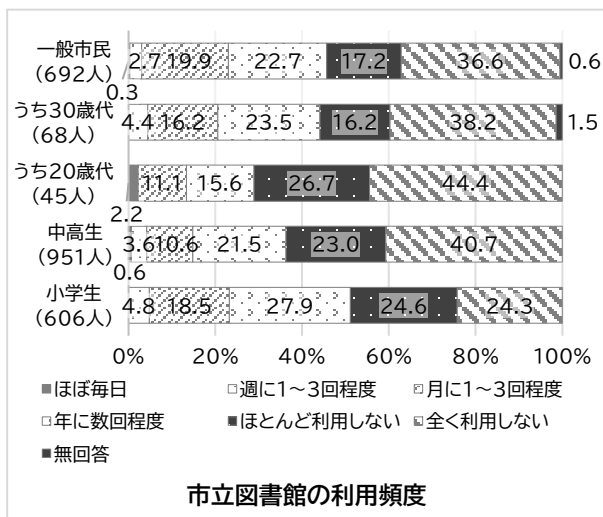
イ 結果概要(一部抜粋)

■ 読書習慣



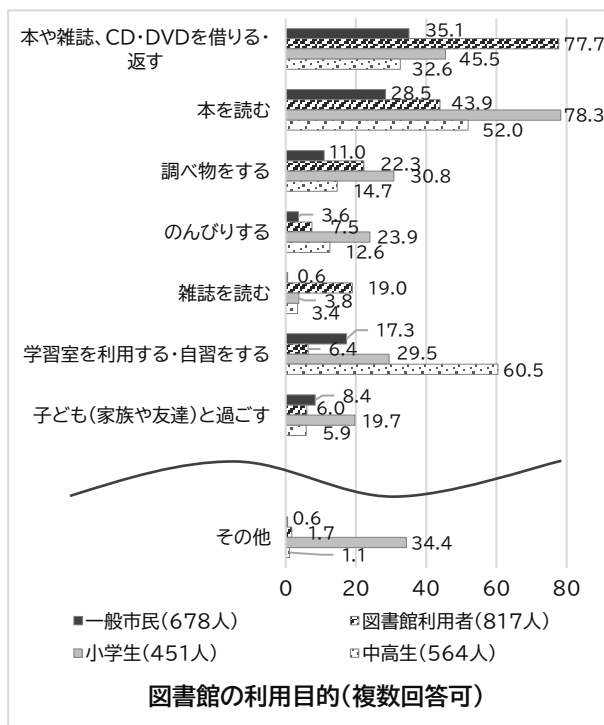
[一般市民]約半数の人がひと月に1~3冊本を読む一方で、3人に1人が全く本を読まない。
[20歳代]ひと月に全く本を読まない人が約半数。

■ 図書館の利用



[中高生]図書館を「ほとんど利用しない」または「全く利用しない」人の割合が60%以上。
[20歳代]図書館を「ほとんど利用しない」または「全く利用しない」人の割合が70%以上。
他の年代と比べ、本を読むときに電子書籍を購入する方法をとる人が多い。
[30歳代]図書館の利用頻度が20歳代までより上がる傾向。

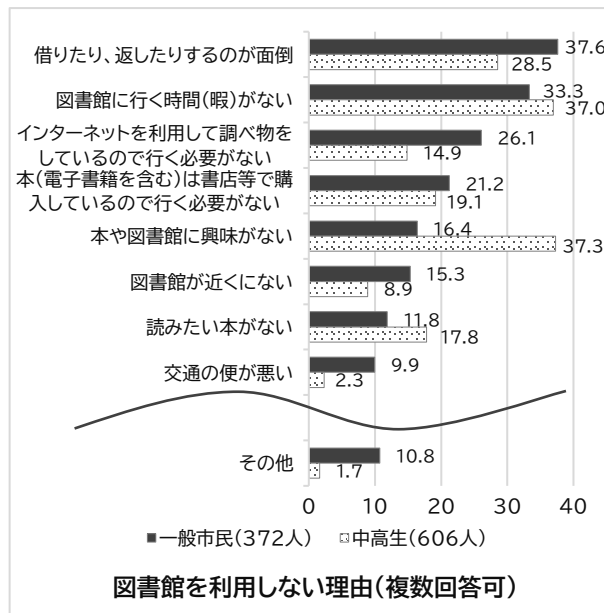
■ 図書館の利用の仕方



[大人(一般市民と図書館利用者)]本などを借りたり返したりするために来館する人が多く、特に[利用者]は80%近くが本を借りるために来館している。

[こども(中高生と小学生)]半数以上が図書館で本を読むために来館している。[中高生]は学習室を利用する人も多い。

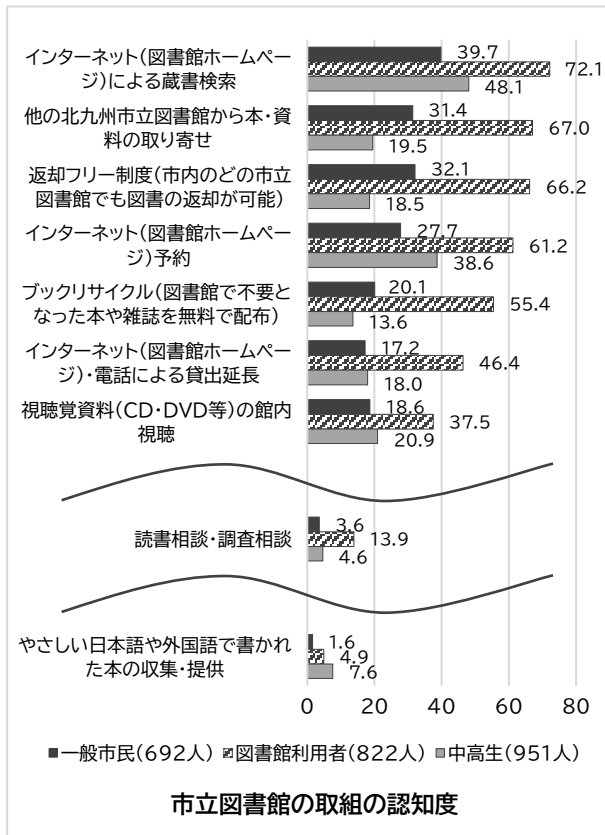
■ 図書館を利用しない理由



[中学生]

他の年代と比べ、「本や図書館に興味がない」、「読みたい本がない」などの回答が多い。一般市民の[20歳代]も同様の傾向。

■ 図書館サービスの認知度

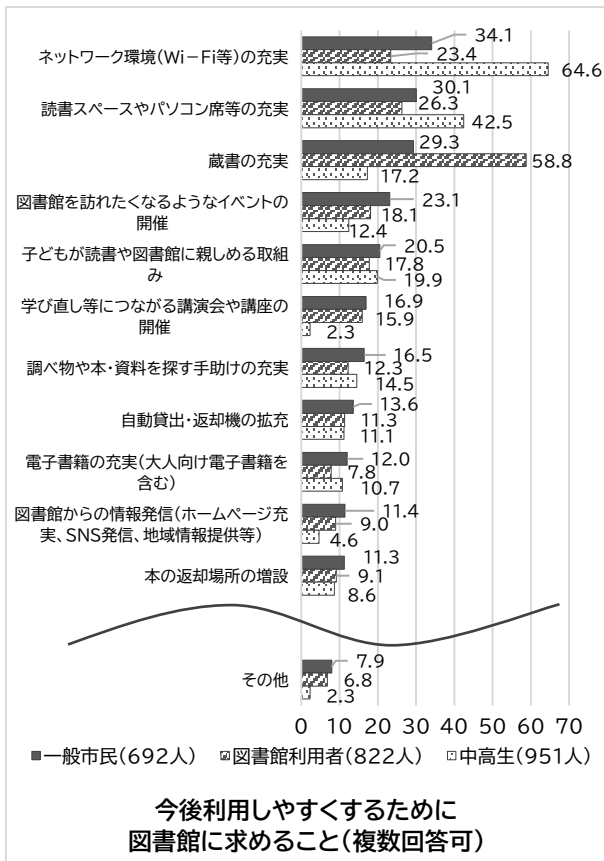


[図書館利用者]最も認知度が高かった図書館サービスは「インターネットによる蔵書検索」で70%程度。

[一般市民]どの図書館サービスも認知度は50%以下だった。

[その他]「読書相談・調査相談(=レファレンスサービス)」の認知度は[一般市民]や[中高生]では5%以下で、[図書館利用者]でも15%程度だった。

■ 図書館に求める取組等

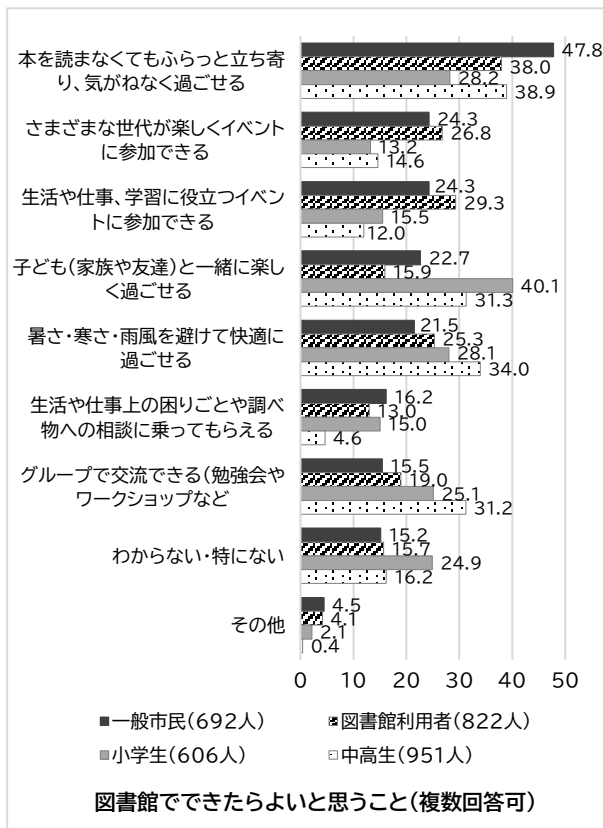


[一般市民]今後利用しやすくするための取組として、約3分の1の人がネットワーク環境(Wi-Fi等)の充実を求めている。

[図書館利用者]蔵書の充実を求めている人が最も多い。

[中高生]60%以上の人がネットワーク環境(Wi-Fi等)の充実を求めている。

■ 図書館でできたらよいと思うこと



[一般市民] [図書館利用者][中高生]本を読む・借りる以外に、本を読まなくてもふらっと立ち寄り、気がねなく過ごせるとよいと考えている。

[小学生]本を読む・借りる以外に、子ども(家族や友達)と一緒に楽しく過ごせるとよいと考えている。

(2) 利用者アンケート

図書館では、利用者を対象に毎年度(令和元(2019)年度を除く)アンケート調査を実施し、図書館サービスの満足度を調査しています。

図書館の各サービスに対し、図書館利用者が「非常に満足」又は「満足」とした回答の割合の合計(令和5(2023)年度時点)は、「職員の応対」及び「職員の知識や説明」では98%以上、「調べものの支援」及び「展示・行事の内容」、「探しやすい配架」では93%前後となっています。「充実した蔵書」については、90%となっており、図書館利用者の満足度は高いといえます。

5 北九州市立図書館協議会

北九州市立図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関で、教育委員会が任命した委員により構成されています。

区分	氏名	所属団体役職名	備考
学校教育 関係者	本田 壽志	北九州市学校図書館協議会会長	
	上満 佳子	北九州市学校図書館協議会副会長	
	谷川 陽一	福岡県公立高等学校長協会北九州地区前会長	～R6.4.25
	石川 一仁	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長	R6.4.26～
	麻生 恭子	(一社)北九州市私立幼稚園連盟前理事	～R6.4.25
	有田 裕子	(一社)北九州市私立幼稚園連盟理事	R6.4.26～
家庭教育 の向上に 資する活動 を行う者	福田 百合加	(一社)北九州市PTA協議会相談役	副会長
	北野 久美	(一社)北九州市保育所連盟副会長	～R6.4.25
	伊賀良 昌宏	(一社)北九州市保育所連盟副会長	R6.4.26～
	末吉 智久美	(一社)北九州青年会議所理事	
	山中 啓稔	公募委員	
社会教育 関係者	宮本 和代	北九州市社会教育委員	
	吉松 喜美子	北九州市婦人団体協議会監査	
	林 芳江	北九州市障害福祉団体連絡協議会会長	
	阿部 和代	北九州児童文化連盟副会長	～R6.6.27
	八木 真恵	北九州児童文化連盟理事	R6.6.28～
学識経験 者	中尾 泰士	北九州市立大学前図書館長	会長
	山口 秋義	九州国際大学図書館長	
	鈴木 研	公募委員	

(敬称略)

6 策定の経過

事前の市民意識調査、利用者アンケート、市民意見公募(パブリックコメント)手続きなどにより、ひろく市民の意見を取り入れながら本計画を策定しました。

令和5年 5月 (2023)	北九州市立図書館協議会へ諮問 これからの図書館のあり方について(諮問)
8月	市民意識調査 「これからの図書館のあり方」に関するアンケート
令和6年 5月 (2024)	北九州市立図書館協議会による答申 これからの図書館のあり方について(答申)
6月	策定について報告 市議会常任委員会にて、基本計画の策定について報告
7月	素案の提示 ○北九州市立図書館協議会(7月) ○北九州市教育委員会会議(9月) ○市議会常任委員会(10月) ○市民意見公募(10月9日~11月5日)
12月	最終案の公表 市議会常任委員会にて、基本計画の策定について報告
令和7年 3月 (2025)	策定

7 参考文献

- *図書館情報学基礎資料第4版 今まど子・小山憲司 編 樹村房 2022.3.31
- *図書館情報学辞典 日本図書館情報学会 編 丸善出版 2023.7.30
- *図書館ハンドブック第6版補訂2版 日本図書館協会 図書館ハンドブック編集委員会 日本図書館協会 2017.9.20